

## 平成30年度配水管布設工事入札参加資格者の格付けについて

### 1. 基本的な考え方

水道工事の品質を確保するため、不良不適格業者を排除し、優良な業者による入札競争を促進するとともに施工能力に応じた発注を行う必要があることから、業者の経営力や施工能力等の技術力を重視した格付けとする。

指名競争入札を当面採用するのは、ライフラインとしての水道の重要性に鑑み、災害時の速やかな復旧、将来に向けての業者の育成・技術力向上の必要性からであり、漏水修繕業務施工実績を加味したランク付けとする。

### 2. 格付け対象業者

格付の対象となる業者は、平成30年度入札参加資格者名簿の水道施設工事業（配水管布設工事）に登載された建設業者とし、松江市内に契約を締結する権限を有する建設業法上の営業所を持つ者とする。

### 3. 格付けの基本的な方法

格付については、A、B、Cの3区分とし、その基本的な方法については次のとおりとする。

#### (1) 経営事項審査点：

1050点を60点満点として、 $17.5 (= 1050 \div 60)$ を除して60点換算（60点まで）

ランク分けの基準となる経営事項審査結果は、H30.4.1時点で有効な最新の経営事項審査の総合評価値通知書の値に基づくものとする。（経営事項審査結果通知書の有効期間に切れ間がない。）

#### (2) 竣工検査点：

①格付け対象者ごとに平成29年度に竣工した130万円以上の配水管布設工事（入札分）の竣工検査点の平均点を算出する。（＝合計点／落札件数）

ただし、工事の規模・難易度を勘案し、専任の主任又は監理技術者の配置を必要としない工事については、検査点を0.9掛けした値を検査点とする。

②算出した平均点より50点減じた値を竣工検査点とする。（30点まで）

③水道施設工事〔配水管布設工事〕で、平成29年度において竣工検査点が64点以下の建設工事を施工した者は3点を減点する。

#### (3) 社会性

①〔基本的な考え方〕に基づき、平成29年度漏水修繕業務受託契約者に加点する。  
旧松江市、鹿島町及び玉湯町区域の修繕を希望し、かつ修繕実績を有する者に5点。  
上記以外の区域の修繕を希望し、かつ修繕実績を有する者に3点。

②平成29年度に実施した上下水道局優良工事施工業者表彰[ライフライン維持管理業務]の受賞者へ2点を加点する。

#### (4) その他

○平成29年度に実施した上下水道局優良工事施工業者表彰[水道施設建設工事]の配水管布設工事部門の受賞者へ2点を加点する。ただし、受賞が2年連続になる者については4点、3年連続になる者については8点を加点する。

○平成29年度に竣工した130万円以上の配水管布設工事(入札分)実績のない業者については、Cランクに格付けとなった場合を除き1ランク落として格付けする。ただし、これにより格付けが前年度と比較して2ランク下がる場合は適用しない。また、直近の過去2年間の上下水道局優良工事施工業者表彰において、連続して受賞した者は前年度ランクを落とさない。

○検査点の算定対象となる配水管布設工事(入札分)の落札契約実績が平成29年度にわたる工事だけの者については、経営事項審査点の大幅な下落がなければ29年度格付と同等の能力を持つとみなし、ランクは落とさない。

○新規登録業者はCランクに格付けする。

○防災協定未締結業者は、点数該当ランクより1ランク下げる。

○Aランク業者は、平成29年度漏水修繕契約を締結し、修繕実績を持つ者に限るものとする。

○有効期間の切れ間なく、経営事項審査の結果通知書を得ていることが、上下水道局の入札に参加するためには必要です。新たに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届き次第、管財入札課入札係まで写しを提出するものとする。(別紙「経営事項審査結果の提出について」参照)

○年度途中における新規格付及び格付変更は行わないものとする。

○2.に定める格付対象事業者の基準に合致しなくなった場合は、格付表から抹消するものとする。抹消された事業者が再び基準に合致したとしても、同年度内の格付は行わない。

#### 4. 格付

経営事項検査点、竣工検査点及び社会性の点数を合計し、総合点とする。ただし、合計点数が100点を超える場合は100点とする。

総合点により下表のとおり格付けする。

Aランク=65点超とする。

Bランク=65点以下45点以上とする。

Cランク=新規登録事業者又は45点未満の業者。

(「等級区分を定めたときの基準」入札契約適正化指針)

## 5. 格付けと発注金額の関係

請負対象設計金額	格付等級	指名基準数
4,000万円以上	A	6名
2,000万円以上 4,000万円未満	A又はA+B (Bは指名総数の1/2未満)	6名
1,000万円以上 2,000万円未満	B又はB+A (Aは指名総数の1/2未満)	6名
500万円以上 1,000万円未満	B又はB+C (Cは指名総数の1/2未満)	6名
500万円未満	C又はC+B (Bは指名総数の1/2未満)	6名

(別紙)

## 経営事項審査結果の提出について

### 管財入札課入札係

建設業法第27条の23において、建設業者が国や地方公共団体等が発注する一定の公共工事を請け負うために、経営事項審査の受審を義務付けています。経営事項審査の有効期限は、同法施行規則第18条の2により審査申請直前の決算日（審査基準日）から1年7か月間です。

つまり、公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7か月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。

これは、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

そのため、新たに経営事項審査を受けられた場合、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が届き次第、速やかに管財入札課入札係まで写しを提出してください。

有効期間の切れ間なく、経営事項審査の結果通知書を得ていることが、上下水道局の入札に参加するためには必要です。

上下水道局へ未提出の場合、入札に参加できませんのでご注意ください。

## 配水管布設工事入札参加者格付表

(平成30年度)

格付	業者名	所在地	総合点
A	山陰クボタ水道用材(株)	松江市平成町182番地15	100.0
	アクアシテム(株) 松江支店	松江市八幡町896-2	88.8
	山陰酸素エンジニアリング(株)	松江市平成町182-29	88.5
	シンセイ技研(株)	松江市平成町182番地37	86.1
	島根水道(株)	松江市宍道町佐々布213番地25	82.5
	柳楽技研(有)	松江市湊北台5番23号	82.2
	(株)電設サービス 松江営業所	松江市東朝日町207番地1	79.7
	(株)豊和設備	松江市東津田町1205番地3	79.7
	泉空調設備(有)	松江市東出雲町揖屋2105番地17	78.6
	新和設備工業(株)	松江市平成町182番地22	77.8
	(株)太陽水道工事	松江市学園南一丁目16番6号	77.1
	(株)大湖設備	松江市浜乃木五丁目10番3号	76.0
	松江管工(有)	松江市東朝日町207番地1	69.9
	(有)宇都宮工業	松江市竹矢町1212	69.4
	石田電気水道(有)	松江市東朝日町82番地4	68.6
	B	一畑住設(株)	松江市宍道町白石229番地23
(有)福原土木水道工業所		松江市西津田五丁目6番17号	65.3
(有)花本工業		松江市美保閑町森山1668-3	61.9
山陰水道工業(株)		松江市母衣町83番地6	61.7
(有)三原住設工業		松江市東出雲町揖屋150番地4	60.4
(有)協和工業		松江市下東川津町620番地	58.1
(有)ホクヨウ		松江市西忌部町35番地2	57.8
(株)増原産業建設		松江市宍道町白石1833番地1	56.7
山陰温調工業(株)		松江市矢田町250番地105	54.7
(株)正建工業		松江市佐草町433番地1	51.1
C	(有)アイテックいとかわ	松江市宍道町東来待1966番地9	47.3
	(株)中電工 島根統括支社	松江市西津田四丁目8番47号	60.0
	小栄設備(株) 松江営業所	松江市上乃木4丁目30番1号	55.6
	山陰冷暖(株) 松江営業所	松江市西津田二丁目12番43号	47.0
	(有)三島工業所	松江市八雲町日吉282番地14	42.2
	八束設備工業(株)	松江市西尾町11番地1	42.1
	(有)コタニ	松江市鹿島町御津670番地5	39.5
	(有)丸エム	松江市島根町大芦1470番地	39.4
	松栄設備(株)	松江市東出雲町出雲郷1643番地	36.9
	プラス1技建(株)	松江市東出雲町出雲郷724番地1	33.3
	(有)高見水道 松江営業所	松江市雑賀町247	32.3
	(有)輝陽設備	松江市東津田町353番地	27.5